



# 魅力と活力のある 小林市の実現を目指して

令和4年度に小林市NPOパートナーシップ創造事業補助金を利用して実施した事業を紹介いたします！

●問=地方創生課  
Tel 23 - 1148

## NPOパートナーシップ創造事業とは

**近**年、社会経済情勢が大きく変化し、人口減少などの影響から、さまざまな分野でこれまでの制度や仕組みの見直しが求められています。

そのような中、市が抱える問題に対して市民と行政が協働して問題解決に向けた取り組みを実施することで、真に豊かで魅力と活力のある小林市の実現を目指すとともに、市民団体を育成することを目的に実施する事業がNPOパートナーシップ創造事業です。

**令**和4年度は、7団体からの応募があり、選考委員会のプレゼンテーションを経て、実施事業が決定されました。

応募段階から、事業実施団体と市の協働する課が一緒に事業計画を考え、事業実施も共に行うなど、「**第2次小林市総合計画後期基本計画**」で設定した「**協働の取組**」として実現しました。令和5年度事業を4月1日から募集しています。詳細は市ホームページでご確認ください。



①吉都線シンポジウム/②吉都線に観光列車を呼ぼう！小林実行委員会/③企画政策課/④吉都線的小林駅開業110周年を記念したシンポジウムの開催



①絆を結ぶ物語推進事業/②「絆を結ぶ物語」実行委員会/③学校教育課/④コロナ禍の中で学ぶことが出来る新しい学びの場の提供

## 事業紹介

- ①事業名
- ②団体名
- ③協働課
- ④取り組み内容



詳細は市ホームページで確認出来ます



①キッズ祭り/②小林市仲町地区飲食店連合会/③商工観光課/④コロナで影響を受けた子ども達のために、with コロナでも家族で楽しめる新しいイベントの開催



①子どもへの「学習支援」と「基本的な生活習慣の育成」/②(一社)HUG/③子育て支援課/④学習支援を通しての学力向上や協調性、コミュニケーション能力の育成



①南小学校キャリア教育プログラム/②南校区まちづくり協議会/③学校教育課/④学校とさまざまな協働体が連携したキャリア教育の推進



①健康的な日常生活実践事業/②小林市民に元気をもらおう会/③健康都市推進室/④高齢者や運動が苦手な方、在留外国人を対象にした健康教室や実践教室の開催

## 第2次小林市総合計画後期基本計画とは

総合計画とは、市が目指す将来都市像「みんなであつなむ 笑顔あふれるじよんよんよかとこ 小林市」の実現にむけて今後どんなまちにしていけるのか、そのために何をやっていくのかなどを定めた、いわばまちづくりの設計図です。

第2次小林市総合計画後期基本計画はまちづくりの長期的な目標や方向性を定め、小林市まちづくり基本条例に掲げるまちづくりの

基本理念を具体化し、総合的に計画的な市政運営を図るために策定されました。

## 協働の取組とは

現在、少子高齢化や市民ニーズの多様化、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式への対応など私たちの生活は絶えず変化しています。そのような中、後期基本計画では、4つの基本構想「にぎわい」「いきいき」「まなび」「くらし」ごとに、「行政と市民が協働して取り組むこと」「市民に取り組んでほしいこ

と」を「協働の取組」として示し、市民と行政が力を合わせて活動していくことで、真に豊かで魅力と活力のある小林市の実現を目指しています。

## まちづくり基本条例施行から10年が経過

この条例は、市民会議で協議され、市へ提言書が出されるなど、制定時から多くの市民が関わり施行された条例です。

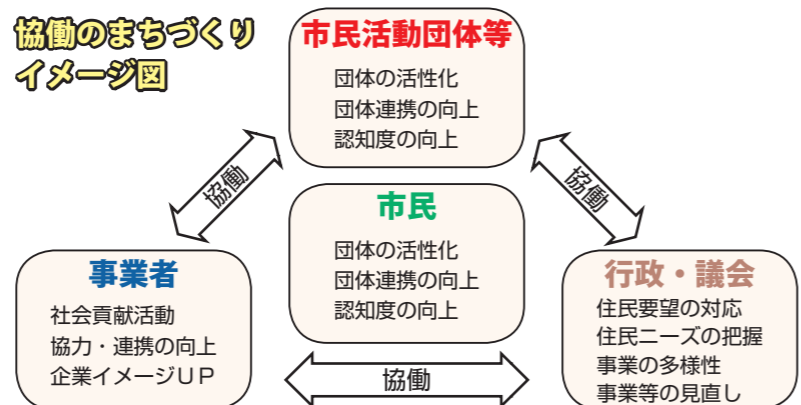
条例には、少子高齢化による人口減少や大規模災害の増加、医療福祉など、市

が直面する課題に対し、子どもたちに明るい未来を残していくための方針が示されています。

## 「協働」をテーマとするこのまちづくり基本条例

下の図のように小林に住み、働き、活動するすべての人、一人一人が手を取り合うことが、明るい未来への道標となるとしています。まちづくりは、私たちがするもの。私たちが進む先にまちの未来があります。このまちづくり基本条例を道標に皆でまちづくりを進めていきましょう。

## 協働のまちづくりイメージ図



## まちづくり基本条例

### 「まちづくりはだれのもの わたしのも あなたのもの、みんなのもの」

私たちの暮らす小林市は、南西部には霧島連山を、北部には九州山地を望み、山の恵みを湛えた湧水などに恵まれた自然環境、人情味あふれる人々、地域性に富んだ多様な文化に育まれた愛すべきまちです。

さらに、全国でも有数な和牛生産をはじめとした畜産業、メロン、ぶどう、栗・露地野菜などを生産する農業、豊富な森林資源を活用した林業、商工業との連携の中で発展してきました。

これからも自然や文化、産業の調和を図りながら、市民が力を合わせて「ふるさと小林市」を守り育てていかなければなりません。

また、社会環境の大きな変化や予測のできない自然災害の中でも、市民それぞれが自らを生き抜く意志を持ち、お互いの助け合い、支え合いの心を持って、絆を育んでいくことが必要です。

わたしたちは、子どもからお年寄りまでみんなが安心して健康で幸せに暮らしていけるまちをめざして、ひとり一人がまちづくりの主体であることを自覚し、互いに尊重しながら、協働によるまちづくりを推進するために、この条例を制定します (前文より)